の方法等）第二項から第四項まで、第三十三条の五（電磁的訴訟記録からの消去等）、第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第八項から第十一項まで、第一編第五章（訴訟手続）第四節（送達等）第三款（電磁的記録の送達）、第四十六条（公示送達の方法）第一項、第四十七条（書類又は電磁的記録の送付）第三項及び第四項、第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第四項及び第五項、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第三項から第七項まで、第一編第七章（電子情報処理組織による申立て等）、第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項から第九項まで、第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第二項及び第三項、第五十二条の二十三（安全管理のために必要な措置）、第五十三条（訴状の記載事項）第四項第二号、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項から第六項まで、第五十五条の二（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第六十三条の二（電磁的記録の提出方法）、第七十六条の二（更正処分の方式）第一項後段、第八十一条（答弁に対する反論）第二項、第八十二条（準備書面に引用した文書の取扱い）第三項及び第四項、第百五条の二（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ）、第百五条の三（電子情報処理組織による調査結果の報告）、第百八条（電子呼出状の記録事項等）第二項、第百十二条（宣誓）第三項及び第四項、第百二十四条（書面尋問）第四項、第百三十一条（宣誓の方式）、第百三十二条（鑑定人の陳述の方式）第三項、第百三十五条の二（電子情報処理組織による鑑定結果の報告）、第百三十七条（書証の申出等）第三項及び第四項、第百四十三条（文書の提出等の方法）第三項、第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第三項、第百四十九条の三（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法）、第百五十一条の二（映像等の送受信による方法による検証）、第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）第四項並びに第二百十一条（再審の訴訟手続）第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第十二条の十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書

［新設］